むつ市議会第２４７回定例会会議録　第７号

議事日程　第７号　　　　　　　　　　　令和３年３月１９日（金曜日）午前１０時開議

◎諸般の報告
第１　行政報告
【委員長報告、質疑、討論、採決】
第２　議案第２号　むつ市債権管理条例
第３　議案第３号　むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例
第４　議案第４号　むつ市下北文化会館条例
第５　議案第６号　むつ市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例
第６　議案第７号　むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
第７　議案第８号　むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
第８　議案第９号　むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第９　議案第10号　むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
第10　議案第11号　むつ市脇野沢野営場条例を廃止する条例
第11　議案第12号　工事請負契約について
（大橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのもの）
第12　議案第13号　指定管理者の指定について
（下北地域広域行政事務組合から移譲される下北文化会館の指定管理者を指定するためのもの）
第13　議案第14号　町の区域の変更について
第14　議案第15号　青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
第15　議案第16号　青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について
第16　議案第17号　市道路線の変更について
第17　議案第18号　定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
第18　議案第22号　令和２年度むつ市水道事業会計補正予算
第19　議案第24号　令和３年度むつ市一般会計予算
第20　議案第25号　令和３年度むつ市国民健康保険特別会計予算

第21　議案第26号　令和３年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算

第22　議案第27号　令和３年度むつ市介護保険特別会計予算

第23　議案第28号　令和３年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算

第24　議案第29号　令和３年度むつ市魚市場事業特別会計予算

第25　議案第30号　令和３年度むつ市水道事業会計予算

第26　議案第31号　令和３年度むつ市下水道事業会計予算

第27　議案第32号　工事請負契約について

（市立苫生小学校空調改修工事（機械設備工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの）

第28　議案第33号　特定事業契約について

（（仮称）田名部まちなか団地整備事業に係る特定事業契約を締結するためのもの）

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第29　議案第34号　むつ市中小企業経営安定化資金利子補給基金条例

第30　議案第35号　令和２年度むつ市一般会計補正予算

【議員提出議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第31　議員提出議案第１号　むつ市議会会議規則の一部を改正する規則

第32　議員提出議案第２号　むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（２２人）

１番	佐藤　　武	２番	工藤祥子
３番	杉浦弘樹	４番	東　　健而
５番	野中貴健	６番	佐賀英生
７番	斉藤孝昭	８番	山本留義
９番	富岡直哉	１０番	村中浩明
１１番	鎌田ちよ子	１２番	住吉年広
１３番	白井二郎	１４番	濵田栄子
１５番	佐藤広政	１６番	冨岡幸夫
１７番	岡崎健吾	１８番	原田敏匡
１９番	佐々木隆徳	２０番	浅利竹二郎
２１番	佐々木　肇	２２番	大瀧次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下宗一郎	副市長	鎌田光治
副市長	川西伸二	教育長	氏家　剛
公営企業管理者	村田　尚	代表監査委員	齊藤秀人
選挙管理委員会委員長	畑中政勝	農業委員会会長	坂本正一
総務部長	吉田　真	総務部理事市長公室長	千代谷賀士子
企画政策部長	松谷　勇	財務部長	吉田和久
民生部長	中村　久	福祉部長健康づくり推進部理事	須藤勝広
健康づくり推進部長	中村智郎	子どもみらい部長ｓｍｉｌｅ ｋｉｄｓ ｏｆｆｉｃｅにっこりっこ所長	菅原典子
経済部長	立花一雄	都市整備部長	中里　敬

川内庁舎所長	木下　尚一郎	大畑庁舎所長	伊藤　大治郎
脇野沢庁舎所長	工藤　和彦	会計管理者	野藤　賀範
選挙管理委員会事務局長	木村　善弘	監査委員事務局長	田中　宏司
農業委員会事務局長経済部理事	金浜　達也	教育部長	角本　力
上下水道局長	濱谷　重芳	総務部政策推進監総務課長	杉澤　一徳
子どもみらい部政策推進監健康づくり推進部副理事	小田　晃廣	企画政策部企画調整課長	福山　洋司
財務部財務課長	石橋　秀治	教育委員会事務局生涯学習課長	加藤　昭広
総務部総務課主幹	井戸向　秀明	総務部総務課主任	菊池　亘

事務局職員出席者

事務局長	佐藤　孝悦	次長	中野　敬三
総括主幹	青山　諭	主幹	葛西　信弘
主幹	堂崎　亜希子	主任主査	井田　周作

◎開議の宣告

午前１０時００分　開議

○議長（大瀧次男）　ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男）　議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、３月８日に開催された議会運営委員会において、全議員で提出することに決定しましたむつ市議会会議規則の一部を改正する規則及びむつ市議会委員会条例の一部を改正する条例については、本日この後、議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、３月10日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、３月16日、市長から今定例会に議案２件を追加提案したい旨の申出があり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日の付託議案審議の後にこれを上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男）　本日の会議は議事日程第７号により議事を進めます。

◎日程第１　行政報告

○議長（大瀧次男）　日程第１　行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎）　おはようございます。３月10日以降における新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、ご報告いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設の設置についてご報告いたします。

宿泊療養施設につきましては、市が青森県から委託を受ける方向で協議を進めています。

このことから、全国の宿泊療養施設において発生している様々な課題に鑑み、これに対応し得る体制の構築を図るほか、市として万全を期すため、関係者によるシミュレーションを実施することといたしました。

このシミュレーションは、安全性の確保を第一義として、宿泊療養施設の運用に必要な資機材の確保及び人員の配置並びにこれらを複合したオペレーションの実践により、感染対策の徹底と効率的な運営の両立を念頭に置いて実施することで、実際の運用を見据えた訓練になるものと認識しております。

一方、宿泊療養施設の実際の運用につきましては、当該感染症患者の発生が前提となりますが、入院又は当該施設への入所は、全県的な入院状況等の医療提供体制に応じて、医師の診断に基づき保健所が判断することとなります。

したがいまして、この宿泊療養施設の運用は、むつ総合病院の感染症病床数に応じることにな

り、感染症対応病棟が稼働する５月末に向けて準備していくこととしております。

こうした取組は、むつ下北地域における新型コロナウイルス感染症対策に大きく寄与するものと期待しているところであり､今後におきましては、こうしたシミュレーションの検証結果を踏まえ、鋭意取組を進めてまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画（プロジェクトＧ）についてご報告いたします。

まず、65歳以上の高齢者の皆様への新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種についてでありますが、接種券の発送につきましては、３月11日に印刷を完了し、３月17日を目途に発送予定としておりましたが、現時点で県から伺っている情報によりますと、４月に当市に供給されるワクチンの数量が極めて限られていることから、現在、発送を見合わせております。

具体的なワクチンの供給につきましては、青森県に４月５日の週に２箱、12日の週に10箱、19日の週に10箱、合計22箱、２万1,450回分のワクチンが供給され､４月26日には全国の市町村に１箱、975回分のワクチンが供給されることになります。

当市においては、報道にもありましたとおり、県内市町村に先立って４月５日に１箱、975回分のワクチンが供給されることになり、さらに、４月26日に供給される１箱、975回分と合わせて、1,950回分のワクチンが供給されることとなります。

今回、供給されるファイザー社のワクチンは、２回の接種が必要なため、975人分の供給量となります。

市といたしましては､約１万9,500人の市内65歳以上の高齢者の皆様に対し、４月12日から接種を始める計画としておりましたが、４月の供給量が975人分となったことから、計画の見直しをせざるを得ない状況となりました。

このため、集団感染、いわゆるクラスターが発生するなど感染リスクが高い高齢者入所施設から接種を始めることといたしました。

この高齢者入所施設での接種につきましては、限られたワクチンを効率的に無駄がないように接種するため、嘱託医による巡回接種を予定している市内35施設のうち、入所者及び施設の従事者が比較的多い100人規模の施設で、嘱託医の協力が得られる７施設から始めることで準備を進めております。

これらの施設に入所されている方々の接種券は、施設に直接届けることとし、一般の方々への接種券の送付につきましては、今後、県からのワクチン供給状況を勘案し、適切な時期に発送していくことといたします。

このような取扱いとさせていただくのは、接種券の配布日から接種日までの日にちが空けば、接種券を紛失するおそれがあるためであり、急いで接種券を送付するよりも、接種を受ける高齢者の皆様に寄り添った対応となるものと認識しております。

また、65歳以上の高齢者編として作成しております「むつ市新型コロナワクチン接種ガイドブック」につきましても、本日、全戸配布する予定としていたところでありますが、この度のワクチンの供給状況により、若干の見直しが必要となったため、４月中の全戸配布を予定し、取り組んでまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、令和３年むつ市成人式についてご報告いたします。

延期としておりました令和３年むつ市成人式につきましては、感染予防対策を講じた上で、令和３年12月26日にむつマエダアリーナで開催することといたします。

対象となる皆様には、日程及び場所について個別に通知させていただくとともに、市ホームページ及び広報むつにより、市民の皆様にも周知いたします。

また、開催が近づく10月には、正式な開催案内として、日時、場所、出欠確認及び当日の注意事項等の詳細について通知いたします。

新成人の皆様が笑顔で集まれるよう、感染予防対策を徹底し、地域を挙げて万全の体制でお迎えいたしますので、安心してお越しいただきたいと存じます。

なお、令和４年むつ市成人式は、通常どおり年明けの令和４年１月９日に下北文化会館で開催する予定としております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、これまで以上にきめ細かな対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男）　これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。７番斉藤孝昭議員。

○７番（斉藤孝昭）　３点質疑させていただきます。

まずは、宿泊療養施設の件についてです。相変わらず青森県が主導してやらないということは、前から行政職の皆さんはじめ市長から指摘がされているところでありましたが、このたびも県からの委託を受ける方向で、「協議」というふうな表現になっています。相変わらず県が主導しないということについて、どういうふうに考えているのか。また、こういうふうになっている経緯をお知らせ願いたいと思います。

次は、宿泊療養施設について、発生している問題というふうに言っていましたが、様々な問題とは代表例、どういうのがあるのかお知らせ願いたいと思います。

もう一つは、最後ですけれども、ワクチン接種の管理の状況です。先行して医療従事者が接種をされたという情報はいただいておりますが、今後高齢者の方に接種するに当たって、ワクチンを接種した、接種していないみたいな管理はどういうふうになっているのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男）　市長。

○市長（宮下宗一郎）　お答えいたします。１点目についてお答えいたします。

県が主導しないことについてどう考えるかということについては、申し上げたいことはたくさんあるのですが、ただそれは心のうちにとどめておきたいというふうに思います。

経緯についてお答えさせていただくと、これはやはり私どもとしてこの宿泊療養施設は下北に必ず必要だろうというようなことを常に訴えてまいりました。これは、１年間にわたって訴えてまいりました。その中で、県のほうでもその他の宿泊療養施設について外部委託するというようなお話がありましたので、そうであれば、市に委託していただければ、我々としてしっかりむつ総合病院と連携してやる、できるというふうなことでお願いをしたところ、そのような形で今協議が進んでいるというふうに理解をしていただきたいと思います。

宿泊療養施設についての問題の代表例といたしましては、やはり宿泊療養施設と病院の連携がうまくいかずに、残念ながら宿泊療養施設の中で亡くなられる方がいらっしゃったとか、そういうようなお話は報道を通じて聞いておりますし、また亡くなられるまではいかなくても、体調の急変に対応ができないということがあってはならないことだというふうにも思っていますので、そうしたことがないようにシミュレーションをしっかりと

させていただくということだと考えてございます。

３点目の接種の管理については、プロジェクトチームのほうから回答させていただきます。

○議長（大瀧次男）　子どもみらい部政策推進監。

○子どもみらい部政策推進監健康づくり推進部副理事（小田晃廣）　ワクチンの管理についてお答えいたします。

今後のワクチン接種の管理ということですが、今後国の内閣官房が進めるワクチン接種記録システムに連携するためにシステムを改修する予定であります。これにより、接種会場で読み込んだ接種情報を市の保健システムに取り込むことで、誰が、いつ、どこの病院で、どの種類のワクチンを接種したか、個別に把握することができることになります。

以上です。

○議長（大瀧次男）　ほかに質疑ありませんか。２番工藤祥子議員。

○２番（工藤祥子）　成人式の延期についてお尋ねいたします。

予想される配慮した理由はそれなりに分かるのですが、12月26日に延期したというその理由の主な点をお知らせください。

○議長（大瀧次男）　教育部長。

○教育部長（角本　力）　お答えいたします。

12月26日にした理由ということでございますけれども、まずは皆様が集まりやすい時期、これは５月連休、８月のお盆、年末ということで検討いたしました。この中で服装等の関係もございますので、夏でない時期、暑い時期ではない時期、また市内の貸衣装店さんのほうにも、数社ですけれども、お話を伺いまして、年末に実施するとなると、次の１月にございます令和４年成人式のほうとの絡みもございますので、できれば年末ちょっと離してほしいなというようなご要望もございました。

５月となりますと、これは感染状況のほうがまだちょっとはっきりいたしませんので、なるべく遅い時期のほうがよいのではないかと。そういうところを総合的に勘案しまして、12月26日ということで設定させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（大瀧次男）　ほかに質疑ありませんか。18番原田敏臣議員。

○18番（原田敏臣）　先ほどの斉藤議員の質疑と少しかぶるのですが、管理の仕方について、もうちょっと詳しくお知らせ願います。

予約の場合は、個別の場合は医院に直接、集団の場合はコールセンター及びＬＩＮＥ、ウェブとなります。実際に接種した場合に、集団の場合は市で管理して、先ほど答弁あった保健システムのほうに反映されると思うのですけれども、個別で医院で接種した場合、どういったタイミングで市の保健システムのほうに反映されて管理されるのか、１点だけお伺いします。

○議長（大瀧次男）　子どもみらい部政策推進監。

○子どもみらい部政策推進監健康づくり推進部副理事（小田晃廣）　お答えいたします。

個人病院での個別の接種におきましても、国が管理する接種記録システムによって把握することとしております。

以上です。

○議長（大瀧次男）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第２～日程第28　委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男）　次は、日程第２　議案第２号　むつ市債権管理条例から、日程第28　議案第33号　特定事業契約についてまでの27件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第２号から議案第４号まで、議案第６号、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号及び議案第32号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（６番　佐賀英生議員登壇）

○６番（佐賀英生）　少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。

総務教育常任委員会に付託されました議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、３月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案のうち議案第２号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか９議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第２号　むつ市債権管理条例についてでありますが、理事者側から、市が有する債権のうち、非強制徴収公債権と私債権の管理に必要な事務処理基準を包括的に規定することで、統一した基準による債権管理のさらなる適正管理を図るため制定するものである。規定の内容は、第１条には本条例の制定目的、第２条には本条例における債権の定義のほか、第４条以降の規定には、履行期限までに履行されない納付者に対する措置や債権の放棄等、滞納時における債権管理の手順を明確化することで公平性を高めているとの説明がありました。

これに対し委員から、青森県内他市の条例との違いと、条例を定めることにより、かなりの強制力が働くことになるが、未徴収部分はどういったものが多いのかとの質疑があり、理事者側から、条例の内容は県内他市とほぼ同様となっており、強制力が働くことについては、本来、条例を定めなくても、地方自治法で管理できるものであるが、条例化をすることで、これを基本として統一的な債権管理をしていくという趣旨で上程したところである。また、滞納債権の主なものとしては、生活保護法の規定による返還金、市営住宅使用料、市有牛譲渡料、土地建物の貸付料などとなっているとの答弁がありました。

また別の委員から、今後の全庁的な未収金対策についての質疑があり、理事者側から、これまでと同様各課で対応することとなるが、条例制定後に一度全庁的な説明会を開催することを含め、共通認識を図り、徴収に精通した税務課より助言等を受けながら事務を進めたいと考えているとの答弁がありました。

また別の委員から、強制的に債権を回収することの問題点についての質疑があり、理事者側から、滞納が発生した場合には、その方の状況等の把握に努めるのが肝要であり、条例があるから強制的に進めるということではなく、発生したらしっかり対応していくということで条例を制定している。本条例が制定されることにより、職員には債権回収の必要性、債権の適正管理の重要性というものを認識してもらい、また、財政中期見通し2020における財政健全化対策の未収金対策の強化に基づき、強制徴収公債権である税の部分も含め、市の債権について一体的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、今後において、本条例が税の徴収に拡大して適用され、より強制力を増していくようなことにならないかとの質疑があり、理事者側から、税については、根拠となる地方税法と国税徴収法に基づいて徴収等を行っているものであり、これまでと同様、変わることなく事務を進めることになるとの答弁がありました。

次に、議案第３号　むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例についてでありますが、理事者側から、現在一部事務組合下北医療センターが民間移譲を目指しているむつリハビリテーション病院について、移譲後の施設に係る固定資産税、都市計画税を10年間に限って免除するためのものであり、移譲後の民間事業者の負担を軽減することで、移譲に向け、民間事業者の参入を促すことに繋がるものと考えているとの説明がありました。

これに対し委員から、課税免除の想定額及び第１条の条文中の「安心して生活できる医療体制」の意味についての質疑があり、理事者側から、試算では固定資産税が約870万円、都市計画税が約100万円の合計で約970万円と想定しているところである。なお、課税免除の検討において、むつリハビリテーション病院が当地域における慢性期医療の機能の病床を有している唯一の医療機関であることから、この機能を維持することが、当地域において安心して生活できる医療体制を確保し、生活の向上に寄与すると判断し、今般の上程に至ったものであるとの答弁がありました。

次に、議案第４号　むつ市下北文化会館条例についてでありますが、理事者側から、下北文化会館が令和３年４月１日付けで下北地域広域行政事務組合から市に移譲されることに伴い、市民等の芸術、文化及び学術の発展、交流の促進並びに福祉の増進を図るため、下北文化会館を公の施設として管理運営するため制定するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条例の内容について、移譲前後での相違点及び今後予想される各種改修工事の影響による指定管理団体の減収に対する対応についての質疑があり、理事者側から、移譲前の条例に記載のあったプラネタリウムに係る部分は、現在は運用していないため削除となっている。また、減収への対応については、施設が使えないことによる管理経費の変動も生じることから、年度協定の中において協議していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第６号　むつ市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、行政手続に係る負担を軽減し、利便性の向上を図ることを目的に、条例で定める押印の規定を廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第13号　指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、下北文化会館の管理を行う指定管理者に、株式会社東京堂を指定するためのもので、指定期間は令和３年４月１日から令和４年３月31日までの１年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第14号　町の区域の変更についてでありますが、理事者側から、青森県が実施する北畑沢砂防事業に伴い、農林水産省が国土交通省に所管換えをする国有林地をむつ市川内町家ノ辺に編入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第15号　青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでありますが、理事者側から、本年３月31日をもって十和田地区環境整備事務組合が解散することに

伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び本組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第16号　青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてでありますが、理事者側から、本年３月31日をもって十和田地区環境整備事務組合が解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに本組合規約を変更するため、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第18号　定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてでありますが、理事者側から、東通村との間において定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであり、内容については、協定に定める婚活支援の推進について、東通村より、令和３年度以降これまで実施していた村単独での婚活支援事業に注力したいとの申し出があったことから、当市と東通村における婚活支援の推進に関する協定を廃止するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、婚活支援について東通村との連携を解消することについての市の考え方を問う質疑があり、理事者側から、東通村が抜けたとしても来年度も定住自立圏の中で婚活イベントを行うことになるため、この事業を下北全域で実施することの必要性が伝わるような事業に組み立てて、次のステップに進んでいきたいとの答弁がありました。

また同じ委員から、定住自立圏形成協定の事業以外にも下北の市町村が共同運営している事業はほかにもたくさんあるが、地域の発展のための連携について、むつ市が主導権を持って色々なやり取りをしてほしいとの意見がありました。

次に、議案第32号　工事請負契約についてでありますが、理事者側から、市立苫生小学校空調改修工事に係る機械設備工事について、工事請負契約を締結するためのもので、契約方法は指名競争入札、契約金額は１億5,950万円、契約の相手方は谷川・太田・興陽経常建設共同企業体となる。工事の概要は、老朽化した温水ボイラー、循環ポンプ及び送風機などの更新工事のほか、保健室、特別支援教室等へのエアコン及び体育館への暖房設備の新設となり、別途附帯工事として建築工事及び電気設備工事が発注されることとなるとの説明がありました。

これに対し委員から、附帯工事についての質疑があり、理事者側から、本契約とは別に発注することとなる附帯工事は、電気設備工事についてはキュービクルの工事、建築工事については内外部の改修及び建具の改修等となるとの説明がありました。

さらに同じ委員から、今回の学校の設備改修について、最近では例を見ないぐらいの大規模な予算となっているが、工事期間中の学校運営への影響についての質疑があり、理事者側から、実際の工事については、夏季休業中の間に行う予定としているほか、本年11月には暖房の試運転が可能になり、冬季の暖房には間に合うものと考えているとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男）　これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第11号、議案第12号、議案第17号、議案第22号及び議案第33号について、産業建設常

任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（４番　東　健而議員登壇）

○４番（東　健而）　産業建設常任委員長報告を行います。

産業建設常任委員会に付託されました議案５件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、３月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第11号　むつ市脇野沢野営場条例を廃止する条例についてでありますが、理事者側から、平成30年度以降一般の利用がなく、老朽化が著しいむつ市脇野沢野営場について、本年３月31日をもって廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、これまでに地元の商工会や観光協会から修繕やリフォーム等の要望がなかったのか、との質疑があり、理事者側から、むつ市脇野沢農業振興公社が指定管理者となった平成18年度以降、要望等はなく、その間は小規模な修繕を行ってきた状況であったとの答弁がありました。

次に、議案第12号　工事請負契約についてでありますが、理事者側から、大橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、新設する橋の形状と工事期間内における田名部まつりの際の通行について質疑があり、理事者側から、交通の安全性や車いすでの通行を考慮し、水平に近い形状となるほか、周囲の景観と調和した色調の高欄を設置する。また、工事は特殊な工法により、田名部まつり終了後に橋の撤去を開始し、翌年の祭りの前までに完了させる予定であるとの答弁がありました。

また別の委員から、工事の周知方法について質疑があり、理事者側から、まず新町等の周辺地域の住民に対しては事前のお知らせを行うほか、全市民に対しては工事による通行不能期間について、市の広報紙やホームページを利用して周知をしていく、との答弁がありました。

さらに同じ委員から、橋の撤去前におけるＮＴＴの通信設備の移設に係る工事期間中の交通対策についての質疑があり、理事者側から、その期間における通行止めは考えていないが、市道や国道に接する部分の工事が必要な場合には、夜間工事や片側通行を実施することで、なるべく交通への影響がないような形で実施するとＮＴＴから伺っている、との答弁がありました。

次に、議案第17号　市道路線の変更についてでありますが、理事者側から、都市計画道路事業である中央・金谷線の整備のため、当該路線の終点を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第22号　令和２年度むつ市水道事業会計補正予算についてでありますが、理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、支出では2,987万5,000円を、収入では281万5,000円をそれぞれ減額しているほか、資本的収入及び支出において、支出では１億2,165万6,000円を、収入では6,042万8,000円をそれぞれ減額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第33号　特定事業契約についてでありますが、理事者側から、田名部駅跡地を活用した市営住宅の集約建替事業について、ＰＦＩ法第７条の規定に基づく特定事業として選定し、公募

型プロポーザル方式による募集・審査を行った結果、優先交渉権者として合人社計画研究所グループを決定したところであるが、この度、事業内容の合意に達したことから、事業者として設立された特別目的会社田名部まちなか団地株式会社と特定事業仮契約を締結した。事業期間は令和20年８月31日までとし、令和５年８月までに設計・建設工事を完了し、以降15年間に渡り施設維持管理業務を行うものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、約22億円である契約金の支払方法及び契約金以外の支出の可能性を問う質疑があり、理事者側から、支払方法については令和３年度から開始される設計及び施設整備費として約20億円を支出し、残額は整備後の維持管理費等として15年間で支払われることになる。また、契約金以外の支出については、長期の契約であるため、価格変動や社会情勢の変化に伴うリスクが発生した場合に契約金額が変動する可能性がある、との答弁がありました。

さらに同じ委員から、自然災害等による建物の破損が生じた場合の市の負担についての質疑があり、理事者側から、破損が発生した時期により、建設中であれば事業者側で、完成後は所有権移転となるため市側の負担となるとの答弁がありました。

また別の委員から、入居資格と市の関与についての質疑があり、理事者側から、あくまでも公営住宅であることから、入居資格には所得要件があり、施設整備後は市に所有権が移転されるため、これまでどおり入居者の管理及び住宅使用料の徴収は公営住宅法に基づいて市が行うとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、現在老朽化した市営住宅へ入居している低所得者は、この新しい団地に入居できるのかとの質疑があり、理事者側から、現在の市営住宅の入居者も移転可能であるが、住み替えによって住宅使用料の負担が大きくなる場合には、建替負担調整制度により５年間で段階的に住宅使用料が引き上げられることを伝えた上で、住み替えについて検討していただくことになる、との答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男）　これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第７号から議案第10号までについて、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番　浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎）　民生福祉常任委員会に付託されました議案４件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、３月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案のうち議案第７号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか３議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第７号　むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、令和３年度から令和５年度までの65歳以上の方を対象とする第１号被保険者の保険料の額を定めるものであり、むつ市介護保険事業計画等策定委員会の審議を踏まえ、介護保険料月額基準額を現在の6,700円から300円引き上げ、7,000円として定めるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、介護保険料は自治体が独自に定め、自治体によって基準額が異なるという

認識でよいかとの質疑があり、理事者側から、自治体において介護の保険給付費及び地域支援事業費を合わせた３年間の総見込額を賄うために介護保険料を設定するものであり、自治体によって異なるものであるとの答弁がありました。

また別の委員から、年金受給者における介護保険料の滞納の状況及び対策、並びに年金からの天引きである介護保険料に滞納が生じる要因について質疑があり、理事者側から、令和元年度決算において531件、約2,526万8,000円の滞納があり、納付相談や分割納付など、滞納者の事情に応じた対応を行っている。また、滞納が生じる要因としては、主として65歳に到達した年度の保険料や所得の変更によって増額となった保険料の増額分は、年金から天引きできず、納付書で納めることから生ずるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第８号　むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、関係省令の一部改正に準じ、虐待の防止等に必要な体制の整備について規定するほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、虐待の防止等に必要な体制の整備に係る内容について質疑があり、理事者側から、利用者の人権及び虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者の設置を義務づけるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第９号　むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、関係省令の一部改正に準じ、虐待の防止等に必要な体制の整備について規定するほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、詳細な内容を求める質疑があり、理事者側から、虐待防止の推進、介護保険に関連するデータベースの活用の推進が主な改正点であるほか、運営に関する基準や介護予防の効果的な支援の方法に関する基準について、条例ではなく規則で規定する形式に改めたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第10号　むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、関係省令の一部改正に準じ、居宅介護支援事業者の管理者の要件を改めるほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男）　これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第24号から議案第31号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（14番　濵田栄子議員登壇）

○14番（濵田栄子）　予算審査特別委員会に付託されました、議案第24号　令和３年度むつ市一般会計予算から、議案第31号　令和３年度むつ市下水道事業会計予算までの議案８件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、３月11日及び12日、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきまして

は、議長を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第24号　令和３年度むつ市一般会計予算、議案第26号　令和３年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第27号　令和３年度むつ市介護保険特別会計予算については、委員１名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号　令和３年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第28号　令和３年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第29号　令和３年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第30号　令和３年度むつ市水道事業会計予算及び議案第31号　令和３年度むつ市下水道事業会計予算については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男）　これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前１０時５１分　休憩

午前１１時１０分　再開

○議長（大瀧次男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました27議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第２号

○議長（大瀧次男）　まず、議案第２号　むつ市債権管理条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。１番佐藤武議員。

（１番　佐藤　武議員登壇）

○１番（佐藤　武）　おはようございます。日本共産党の佐藤武です。議案第２号　むつ市債権管理条例についての反対討論を行います。

本条例は、法令の定めがないことにより滞納処分等ができない市の債権である非強制徴収公債権及び私債権の管理及び整理回収について制定されるものです。非強制徴収公債権及び私債権には、市営住宅使用料、医療費、奨学金、生活保護費、不動産貸与等に関することが含まれます。

本条例により、これらの市の債権について督促、担保の実行、強制執行、訴訟手続等の措置ができることになります。市の債権全般について述べることは、時間の関係でできませんので、市営住宅の入居に関することについて述べたいと思います。

今まで私は、何人かの市営住宅への入居の相談に関わってきましたが、入居申請に際して一番の障害になったことが連帯保証人の問題でした。市営住宅に入居を希望する場合、連帯保証人を２人つけなければなりません。相談を受けた市営住宅に入居を希望する方の中には、家族がいなかったり、縁遠くなっていたり、親族がいないという方が多くいました。それで、連帯保証人２人がなか

なか見つからないという状況がありました。

今までは、債権者本人と保証人に対して滞納処分としての債務の履行を求めることは法的根拠がありませんでしたが、本条例第６条に規定することによって、債務の履行を求めることができるようになります。

連帯保証人は、保証人より責任が重く、債務者とほぼ同等の責任が生じます。連帯保証人の責任が重くなることによって、ますます連帯保証人の成り手が少なくなったり、連帯保証人になる人が限定されたりすることで、市営住宅に入居を希望する方が入居しづらくなることが考えられます。入居後も債務者本人と連帯保証人にも強制力が強くなる規定になっています。

本来公営住宅は、住居のセーフティーネットの役割を果たすべきものだと思っています。所得が十分でなく、民間のアパートに住めないので、希望する方も多いようです。

本条例は、市営住宅使用料、奨学金、生活保護等に係る債務に強制力のある滞納処分ができるようにする公的根拠を付与するものであり、法令に規定されていない非強制徴収公債権及び私債権を税法上の強制徴収公債権、つまり給与、預貯金、不動産の差押えや担保権の実行、強制執行、訴訟手続等を行える滞納債権と同等のものにすることであることから反対いたします。

○議長（大瀧次男）　これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第２号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者３人）

○議長（大瀧次男）　起立多数であります。よって、議案第２号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第３号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第３号　むつ市回復期・慢性期医療施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第４号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第４号　むつ市下北文化会館条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第６号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第６号　むつ市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第６号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第７号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第７号　むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。２番工藤祥子議員。

（２番　工藤祥子議員登壇）

○２番（工藤祥子）　日本共産党の工藤祥子です。議案第７号　むつ市介護保険条例の一部を改正する条例案に対し、反対討論を行います。

介護保険制度がスタートしてから20年を超えました。スタートした2000年第１期保険料基準額の全国平均は2,911円、３年前の７期は5,869円、そして今回８期改定によると全国平均は6,000円とスタート時の保険料の２倍を超えています。３年ごとの改定のたびに毎年引き上げられてきました。むつ市の８期基準額の保険料は6,700円から7,000円へと引上げです。財源構成は国が25％、県と市が12.5％、保険料50％という仕組みで、利用者が増えると保険料に跳ね返るという仕組みです。

昨年１月に読売新聞が介護保険20年特集のため、106自治体を対象とするアンケートを実施したところ、９割が介護保険制度を今後現行のままで維持するのが困難と回答し、理由の１位は人材や事業所の不足74％、２位は保険料の上昇に住人が耐えられない64％という結果が出ています。構造的矛盾が指摘されてきています。

高過ぎる保険料に全国市長会でも国庫負担を現状の25％から当面30％まで引き上げることを求めていることを添え、反対討論といたします。

○議長（大瀧次男）　これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第７号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者２人）

○議長（大瀧次男）　起立多数であります。よって、議案第７号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第８号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第８号　むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第８号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第９号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第９号　むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第９号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第１０号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第10号　むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第１１号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第11号　むつ市脇野沢野営場条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第１２号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第12号　工事請負契約について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第１３号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第13号　指定管理者の指定について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、下北地域広域行政事務組合から移譲される下北文化会館の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第１４号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第14号　町の区域の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第１５号
○議長（大瀧次男）　次は、議案第15号　青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。
質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第１６号
○議長（大瀧次男）　次は、議案第16号　青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。
質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第１７号
○議長（大瀧次男）　次は、議案第17号　市道路線の変更について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。
質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第１８号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第18号　定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第２２号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第22号　令和２年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第２４号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第24号　令和３年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。２番工藤祥子議員。

（２番　工藤祥子議員登壇）

○２番（工藤祥子）　日本共産党の工藤祥子です。議案第24号　令和３年度むつ市一般会計予算案について反対討論を行います。

コロナ禍により市税等の減収が見込まれていますが、地方創生推進交付金等を活用して、畜産基盤整備事業、高齢者見守りＩｏＴ電球整備事業等の市民のための大事な新規事業も計上されています。目玉事業とも言える新規事業の高齢者無料乗車証事業は歓迎ですが、マイナンバーカード使用を条件にすることは問題があります。

むつ下北未来創生キャンパス整備事業も、子供たちの夢を育てる事業として注目しますが、それとともに夢を持ち続け、夢を諦めさせない支援、就学援助制度の拡充、高校生への通学費への援助、子ども医療費通院無料化等の支援も同時に努力実施し、市の将来を担う子供たちの共通の土台を、そして子育てしたいと思えるまちづくりを目指すべきです。

近年子供の貧困率も17％を超えています。原発関連の歳入は、今年も合計で23億3,864万5,000円です。その原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金は、来年度から３億6,500万円がなくなると聞いています。これらの交付金は、いつまでもあるわけではないので、これに依存することはできません。これらの財源については、依存ではなく、未来を構築していくための財源、転換するための財源として活用すると考えているようですが、予算書を見ると地域産業の土台を確立していくための職員体制が近年減らされている等不十分です。

危惧する点を若干述べて、反対討論といたします。

○議長（大瀧次男）　これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第24号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者２人）

○議長（大瀧次男）　起立多数であります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第２５号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第25号　令和３年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第２６号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第26号　令和３年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。２番工藤祥子議員。

（２番　工藤祥子議員登壇）

○２番（工藤祥子）　日本共産党の工藤祥子です。議案第26号　令和３年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算案について反対します。

この制度の運営主体は青森県の広域連合です。ここで保険料の金額を決定し、むつ市は保険料を

集めるだけで、市民からよく見えない制度です。

令和３年度は、75歳以上の後期高齢者保険料は１人当たり4,636円増額となる予算です。今後後期高齢者の医療費窓口負担も１割から２割への引上げ、年金額も４年ぶりの減、0.1％削減も計画されています。日本医師会でも、患者負担が重荷となり、必要な医療を遠慮される懸念があると表明しています。

高齢者に負担を課すこの予算案に反対いたします。

○議長（大瀧次男）　これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第26号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者２人）

○議長（大瀧次男）　起立多数であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第２７号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第27号　令和３年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。２番工藤祥子議員。

（２番　工藤祥子議員登壇）

○２番（工藤祥子）　日本共産党の工藤祥子です。議案第27号　令和３年度むつ市介護保険特別会計予算案について反対します。

今回の予算は、第１号被保険者、65歳以上の高齢者の増額が含まれています。基準額で6,700円の方が7,000円に値上がりとなり、市民１万8,855人が増額改定の影響を受ける予算です。

市民負担増につながるこの予算に反対いたします。

○議長（大瀧次男）　これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第27号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者２人）

○議長（大瀧次男）　起立多数であります。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第２８号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第28号　令和３年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第２９号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第29号　令和３年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第３０号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第30号　令和３年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第３１号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第31号　令和３年度むつ市下水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第３２号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第32号　工事請負契約について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、市立苫生小学校空調改修工事に係る機械設備工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第３３号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第33号　特定事業契約について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、（仮称）田名部まちなか団地整備事業に係る特定事業契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第29～日程第30　議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男）　次は、日程第29　議案第34号　むつ市中小企業経営安定化資金利子補給基金条例及び日程第30　議案第35号　令和２年度むつ市一般会計補正予算の２件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎）　ただいま上程されました２議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第34号　むつ市中小企業経営安定化資金利子補給基金条例についてでありますが、本案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者に対する事業資金の融資に係る利子補給を実施するため、基金を設置するものであります。

次に、議案第35号　令和２年度むつ市一般会計補正予算についてでありますが、本案は、７億2,870万8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、467億4,510万8,000円となります。

まず、歳出についてでありますが、総務費には、本年３月12日に国の地方創生拠点整備交付金の内示を受けたことから、令和３年度に予定していたむつ下北未来創生キャンパス整備事業費を計上しております。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステムの改修のため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費を増額しております。

次に、労働費では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方の生活と就職等の支援を目的としたむつ市離職者生活・再就職支援給付金の対象者を拡大するため、離職者生活・再就職支援給付金事業費を増額しております。

次に、商工費では、前議案により設置する基金に事業資金を積み立てるため、中小企業経営安定化支援（特別枠）事業費を増額しております。

次に、歳入の主なものについてでありますが、国庫支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

また、むつ下北未来創生キャンパス整備事業について、新年度に事業を実施することが前提となることから繰越明許費を追加しておりますほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、繰越明許費の変更をしております。

以上をもちまして、追加上程されました２議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げる次第であります。

○議長（大瀧次男）　これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議事整理のため、12時25分まで暫時休憩いたします。

午前１１時５１分　休憩

午後　零時２５分　再開

○議長（大瀧次男）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました２議案については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第３４号

○議長（大瀧次男）　まず、議案第34号　むつ市中小企業経営安定化資金利子補給基金条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第38条第２項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇議案第３５号

○議長（大瀧次男）　次は、議案第35号　令和２年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第38条第２項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第31～日程第32　議員提出議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男）　次は、日程第31　議員提出議案第１号　むつ市議会会議規則の一部を改正する規則及び日程第32　議員提出議案第２号　むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例の２件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番原田敏匡議員。

（18番　原田敏匡議員登壇）

○18番（原田敏匡）　ただいま上程されました、２議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議員提出議案第１号　むつ市議会会議規則の一部を改正する規則についてでありますが、本案は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うため、全議員22名をもって、提案するものであります。

続きまして、議員提出議案第２号　むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、むつ市部設置条例の一部改正等による行政組織の改編に応じて、常任委員会の所管について、所要の改正をするため、全議員22名をもって、提案するものであります。

以上が上程されました、２議案についての提案理由であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男）　これで提案理由の説明を終わります。

◇議員提出議案第１号～議員提出議案第２号

○議長（大瀧次男）　これより議員提出議案第１号及び議員提出議案第２号の質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第１号及び議員提出議案第２号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第１号及び議員提出議案第２号は、会議規則第38条第２項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議

ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第１号及び議員提出議案第２号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありません。これで討論を終わります。

これより採決に入りますが、採決はそれぞれ区分して行います。

まず、議員提出議案第１号　むつ市議会会議規則の一部を改正する規則について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第１号は原案のとおり可決されました。

次は、議員提出議案第２号　むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男）　ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男）　これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第247回定例会を閉会いたします。

午後　零時３２分　閉会